

(会議日時) web開催

令和6年7月26日(金)14:00 ~ 17:30

NO.	項目	質問	回答
1	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」 議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	議題2について、資料3ページ4に無届浄化槽に対する指導権限の創設とあるが、浄化槽法に基づき、全国的にも平成13年から単独浄化槽の新規設置は認めてないと認識している。 単独浄化槽が無届だった場合の対応につきましても検討いただきたい。岐阜県においては、単独浄化槽があった場合に設置条件の指導は現在していないため、その調整や整合を検討いただけたい。また、令和2年3月2日の施行通知の室長通知におきまして、無届浄化槽については、なるべく情報を収集するべきであるという旨のところは理解しているが、現在無届の合併浄化槽があった場合に、設置工事業者が誰かわからない事例があるという状況があり、設置届の内容をフルで書かせることが理想だと考えているが、設置工事業者がわからないといったような実情があり得ることをお伝えしたい。 議題4の特定既存単独処理浄化槽について、除却の判断をした場合、相手方に改善事項を求めると考えるが、除却を命令した、指導したにもかかわらず修理してきた場合、どうしたらいいのか。例えば修理したという内容でその指導を完了すべきなのか、修理しましたという内容について、「違います除却してください」というふうに指導すべきなのかという点について教えていただきたい。	無届浄化槽に対する指導権限の創設の関係で、単独処理浄化槽の場合の取り扱いについてよく検討いただきたいというお話だが、法改正、立法化作業は議員側で行う作業になるが、環境省の方でも、可能な限り連携していきながら、検討を進められると良いと思っており、いただいたご意見を可能な限り踏まえて対応してまいりたい。 もう1点については、特定既存単独処理浄化槽の修理の関係は、議題1の資料1の7ページをご確認いただきたい。詳細の説明を一部飛ばした部分があるが、7ページの の取りまとめ方針素案の4ポツ目で、指針の見直しの中で特定既存単独浄化槽に対する措置として、転換が原則であるという議論があったが、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースというのをしっかりと明確化していくことも指針の中の見直しとしては必要だろうという議論がなされており、どういった場合に補修で対応が可能なのかといったところも含めて指針の見直しにおいて明確化していきたいと考えている。
2	議題3「浄化槽の指導普及に関する調査のWebシステム化について」	議題3の浄化槽の指導普及に関する調査のウェブシステム化について、スケジュールによると市町村の回答期限が8月30日になっていて、都道府県の回答期限が10月18日になっている。和歌山県では都道府県の作業期間を1カ月程度と見込んで、9月中旬の頃に市町村の回答期限を設定しているが、それはすべての市町村期限が8月30日指定されているという理解でよろしいか。	調査を依頼させていただいた際にお送りした資料の中で、市区町村回答期限が8月30日であるということはマニュアルの中でもお示ししている。また今回Webシステムを初めて導入するということで、市区町村の回答期限はいったん8月30日までとさせていただいた上で、9月以降は都道府県に取りまとめの作業、あるいはこのWebシステムでの対応にご注力いただくということで、今回対応をお願いしている。まずは市区町村からの回答期限は一律8月30日ということで、お願いしたい。
3	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	議題4特定既存単独浄化槽の件の保守に関する判定基準について、資料5ページの方のフローだと漏水があるという条件下に該当するとあの自動でレベル3、つまり除却を進めるという形で示されているが、修理はかなりのケースで可能だと思われますが、必ず除却しきるという形になる見込みなのか。	漏水については、漏水をしているということは生活環境に、現時点で悪影響を与える可能性が非常に高いと、そういう認識をしており、レベル3といった言い方をするかの検討は必要であるが、速やかに除却を進めていただくという認識である。
4	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	現場という観点では、法定検査上漏水、不適に判定される漏水であるといつても、実際問題簡単に修理する技術を持っている業者っていうのは結構沢山いるが、とにかく除却という方向っていうご判断なのか。	徳島県林様の方では、修理ができるのだというお話かと思うが、漏水している特定既存単独浄化槽はかなり老朽化が進んでいる状況だと考えており、一度修繕した後、また漏水を繰り返すような事態も想定される。 今後の水環境保全や浄化槽としての機能の発揮という観点も考え合わせ、現在の検討としては、こうした考え方を判定の1つの例としてお示ししている。より詳細な、修繕との関係を含めた内容については今後の検討だと考えているが、抜本的な改善が難しい状況にあるようなものについては、原則として合併への転換が必要なのではないかと考えているので、そうした原則についてはご理解いただきたい。 詳細なところはまた引き続き検討していきたい。
5	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	適応実績が386件該当するのがあったということだが、該当する浄化槽があったという報告だけか、それとも該当する浄化槽が廃止されたという実績数なのか。 倉敷環境検査センターは、令和2年頃から不適正浄化槽に対して該当する特定既存単独浄化槽は、県や市に個別に報告させていただいている。	386件という数字だが、毎年都道府県宛に実施している浄化槽の指導普及に関する調査の調査結果になっており、該当する浄化槽があつたといった報告がされている件数が386件になる。特定既存単独処理浄化槽になつたうち、どれだけ廃止された、あるいは修繕により改善されたかというところまでは指導普及調査の中では求めていない。
6	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	議題 特定単独浄化槽の措置に関する判定基準とフロー案に例示していただいている「浄化槽の入替が物理的に不可能である場合、対応方法を行政に相談しつつ、水環境の保全に努める。」とあるが、具体的にどのような場合にどのような対応方法をとれるかを例示等いただけるものはあるか。	現時点では具体的にどのような場合にどのような対応方法を取れるかというところまでの検討がまだ進んでいないが、指針の見直しを行っていくにあたり、措置の判定の中でこうした記載を入れることになった場合には、どういった具体的なケースがあり得のかしっかりと検討した上で、お示ししたい。

NO.	項目	質問	回答
7	議題1「浄化槽法施行状況点検検討会等について」	議題1の11ページにおいて、報告されるデータの標準化(データ様式の標準化)という話があったと思うが、埼玉県ではすでに保守点検業者から電子データで一応システム開発をしてやっている。後から標準化されたものが出て、これで今後報告する形で法律が変わってしまううちのシステムが使えないことにもなってしまうが、このデータ様式の標準化というのは、どのレベルのもので更にどのぐらい強制力があるものになるのか。	浄化槽法に定める清掃・保守点検情報の報告になるため、法令に基づく形での報告を考えており、その報告の内容についても、当然今埼玉県さんでも法令に沿ったものということで実施されているものと考えている。その意味では、法に基づく内容ということで、それほど何か大きく内容が変わって、埼玉県さんの方で対応ができないくなるといったことは想定しておらず、標準化ということであるため、標準的な報告内容に加えてプラスアルファで必要なものとして埼玉県さんで独自に報告されているものについては特段制限されるものではない。あくまで法令に沿った報告の内容として確認できるよう、報告の様式を標準化していくと考えている。
8	議題1「浄化槽法施行状況点検検討会等について」	埼玉県の今の報告は、業者の負担を減らすために項目を減らしているところがあり、事細かに何月何日何時何分に誰の保守点検をして結果はどうだった、という報告は全くもらっておらず、何月何日にやりましたという情報がベースになっている。細かく名前や住所、結果、人槽など報告をもらう仕組みにならないので、システム改修から始まる部分があるため、法令に即して報告を受けるということについて、そのイメージ感が我々の方ではないが、具体的にどういう項目かというのは今のところあるのか。	清掃・保守点検の実施情報を浄化槽台帳でしっかりと管理して、指導などに活用していくという目的であるので、当然、法で定める浄化槽台帳の管理項目と整合した内容を想定している。例えばご質問では何時何分といったお話をあったが、そこまでは法令でも求めていないと思うが、いずれにしても、浄化槽台帳の管理とそれに基づく適正な指導につながるような、維持管理の実施状況が分かる情報の報告様式を標準化していきたいと考えている。今埼玉県さんが実施しているシステムでの報告において事業者様の負担を考えて項目を減らしているというのは、我々も以前埼玉県さんよりお聞きしているが、今後の対応については、埼玉県さんの現在の取組状況などをご教示いただきながら検討していく必要があると考えている。いずれにしても、維持管理の実施状況が浄化槽台帳としてしっかりと管理されて、指導につながっていく、維持管理が向上していくという、そうした目的で対応していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。
9	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	検査機関の立場から議題4の特定既存の件で質問。法定検査を受検していただいて法定検査を活用して、今後は判定するということになっているが、法定検査を受検した方について優先的に特定既存と判定されるということになり、法定検査を受検したものが、損をするということになり得ないかっていうことが心配。住民の方からの不公平や、受検率に影響するということも懸念があることについて、今後の検討の方で含みあきいただきたい。	ご指摘はもっともあり、そのようなことがないように対応していく必要があると考えている。有識者の検討会においても同様の議論・指摘がなされており、議題1の資料6ページ等の検討会報告の骨子案において、今後の対応方針の基本的な方向性として、法定検査未受検の場合においても、清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進することとしている。法定検査未受検の場合であってもそのままにするのではなく、事業者様のご理解・ご協力を得ながら、清掃・保守点検情報を収集していく前提で、それらの情報をしっかりと活用して、特定既存単独浄化槽の把握と判定が促進されるような措置をしっかりと講じていき、またその前提として事業者様からの情報の収集が円滑・有效地機能するための措置もあわせてしっかりと対応していくよう考えており、法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控えるような動きが生じることが絶対無いように対応していきたいと考えている。引き続き色々とご意見等もいただきながら、ご協力いただきながら進めていきたいと考えてあり、よろしくお願ひしたい。
10	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	議題2の3ページの2の保守点検清掃の実施状況の報告の義務化について、令和7年度の国会をめどにその浄化槽法の改正を目指すということだが、2番のところで、保守点検清掃の実施状況について、浄化槽の保守点検業者は都道府県へ、清掃業者は市町村への報告を義務化し、電子的方法による報告を原則とする記載があるが、これは令和7年度までに、法改正と同時に電子的な報告による体制を整えていかなければならないのか、教えてほしいです。また、電子化にあたって循環交付金の補助は今後考えているのか。	先般の令和6年6月の議員連盟でこうした決議がなされ、もちろん今後の情勢により、確實なところはまだわからないが、決議の中で、令和7年通常国会を念頭に浄化槽法を改正を目指す旨が明記されているため、目指す通りに進んでいった場合は令和7年の通常国会で法改正がなされることが想定され、その場合、過去の例で考えると、あくまで1つの参考だが、改正法の施行は令和8年の4月などが考えられる。改正法の施行に向けて、事業者様からの行政への電子的な報告に向けての準備が必要になってくるが、環境省としても議員立法の動きにしっかりと対応する形で電子的な報告などの内容について、議員側と連携しながら必要な情報なども提供しながら進めていきたいと考えていて、引き続きご理解ご協力いただければありがたい。また、循環交付金の支援については、行政が行う浄化槽台帳の整備やシステムの改修等に関する財政支援を現在も行っているが、引き続きしっかりとその支援を継続していきたい。

NO.	項目	質問	回答
11	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	来年度の改正はいずれも、地方浄化槽行政担当者の負担が増えることになると考えられるが、限られた人員での行政運営の観点から、慎重に考えて進めるべきとの意見はあるか。 (維持管理報告義務化によってその履行状況把握・催促、無届け浄化槽への行政指導、特定既存に対する勧告)	地方浄化槽行政担当者様の負担について、今回の議員立法の決議や浄化槽改正案の概要の中で考慮されているかと考えており、例えば、浄化槽法改正案の概要の3ポツでは、指定検査機関の機能強化が明確に掲げられている。こちらは指定検査機関の専門的能力の活用という目的があるが、併せて、都道府県の負担を軽減するという意味合いもあると考えており、都道府県のフォローという意味で指定検査機関の専門的能力をしっかりと活用していくことが法律上可能になると受け止めている。 また、1ポツの方でも、都道府県が行う維持管理を履行していない管理者に対する通知に関する事務について、外部機関への委託を可能とするということで、この外部機関が具体的にどういった機関かは今後の議論になるが、例えば、指定検査機関や浄化槽協会など、浄化槽関係の専門の外部機関への委託を可能とすることで、都道府県の事務負担の軽減を図るといった内容が盛り込まれていると考えている。
12	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	特定既存単独処理浄化槽の指針について、従来の指針では、各自治体の実情に応じて判定基準を定めて対応することが適当と記載があるが、改正後の指針は定量化・明確化され、統一された運用がなされることが適正であることから各自治体での判定基準の設定は不要ということですか。	改正後の指針において、判定基準の定量化・明確化を図ることとしているが、現実的にすべての基準を定量化・明確化することは難しく、各自治体の実情に応じた判定基準等を設ける必要性は引き続きあるかと思われ、判定基準の設定が不要ということにはならないと考えている。
13	議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	判定基準の「その他の項目の部分で、"消毒に関する項目は重要度Aに分類されており、「不可」の判断であれば特定判定とする考え方であり、重要な項目の方に加える考え方もある。」とあるが、消毒剤の補充や固定等はすぐに対応できることであり、保守点検業者の過失が大きいと思うが、特定既存単独処理浄化槽の判断要素となるか。	現在の検討の中でこうした案が示されているが、これはあくまで案として、今回のご意見を踏まえ引き続き検討していきたい。
14	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	無届浄化槽に関する指導権限の創設について、無届既存浄化槽について設置届を受ける体制や条件など細かな内容について検討が必要。処理方法(合併のみ)や設置年数などの制限を設けるなど。また、あくまでも台帳登録のためだけの設置届出であるため、通常の浄化槽法第5条の設置届出書とは異なり、建築確認部局への書類提出は不要と思われる。	現在、議員立法としての法改正案の概要が示されている中で、我々も可能な範囲で議員立法の動きに連携して対応していきたいと考えている。いただいたご意見を踏まえて環境省としても検討していきたい。
15	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	循環型社会形成推進交付金の使い方について、群馬県では、法定協議会において行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者によるデジタル連携の構築を検討している。 具体的な議論はこれからだが、保守点検情報、清掃情報をデジタルで収集するためにも、相互に情報の共有ができ、個別の浄化槽に対する申し送り等も可能となるシステムの構築が必須であると考えている。 その際、誰が主体となってシステム開発・運用を行うのか、またその費用を誰が負担するのかが最大のネックとなる。 今後、全国の自治体がそれぞれ独自にシステム開発や運用を行うための費用を、別々に捻出しなければならないことを考えると、国でシステム開発を行い、それを全国統一的なシステムとし、全国の自治体と関係者で、それを無償または安価に利用できるようにすることに交付金をあてた方が合理的であると考えますが、いかがか。 また、指導普及調査についても、そのシステムを使用することで、容易に集計可能となるのではないか。	すでにご案内のとおり、浄化槽台帳が義務化された前回の令和元年の法改正の際に、環境省として浄化槽台帳システムを開発し、無償で全国の自治体に提供している。ただ、各自治体においては、それぞれ独自にシステムの開発・導入を行っているという状況が別途あり、それらの各自治体において開発・導入しているシステムが運用され、適切に管理が行われているものについては問題はない認識している。浄化槽台帳に基づいて設置情報や維持管理情報など必要な情報がしっかりと管理されて維持管理の向上につながっていくという目的で浄化槽台帳が整備・活用されることが重要であり、その目的の達成のため、各自治体において台帳システムが適切に運用されるべきと考えている。引き続き環境省版の浄化槽台帳システムについては、活用が可能であれば是非活用いただきたいが、環境省版浄化槽台帳システムと各自治体の皆様が独自に導入しているシステムが両方存在すること自体は今後も続くものと思っている。重要なのは中身で、しっかりと維持管理の情報を収集して管理していくことであり、そのためにはどういった対応が必要なのか、中身の充実や活用をどう促していくのかが重要と考えており、引き続きそうした観点での取組や情報提供または財政支援をしっかり行いたい。 また、指導普及調査についても、環境省版台帳システムにおいては容易に集計可能となる機能を設けており、その観点でもご活用いただければありがたい。
16	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	保守点検・清掃の実施状況の報告の義務化を検討しているとの説明だが、浄化槽の休止や廃止時に必要となる清掃の実施状況についても、報告が義務化されるのか。	ご質問のような詳細な点については、今後の議員立法の検討の中での必要な判断や整理がなされるかと考えているが、そうした観点も重要な観点でもございまして、環境省の方でも留意しながら対応したい。
17	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	少人数高齢世帯維持管理負担軽減事業(個人設置型)の活用を検討している。現在、申請(個人)から交付(町)までのスキームを検討しているが、実際にこの事業メニューを活用しておられる自治体などありましたら教えていただきたい。	ぜひご活用に向けた検討を進めていただければと思っており、大木町様においては浄化槽の維持管理関係の取り組みを先行的に推進いただいているということで認識しているので、引き続きご検討いただきたい。実際にこの事業メニューを活用している自治体ということが、環境省のHPにおいて循環型社会形成推進交付金の内示を公表しているのでご確認いただきたい。具体的には、北海道、福島県、佐賀県、鹿児島県内の市町村で、この事業メニューの内示を受けて今取り組んでいただいている。

NO.	項目	質問	回答
18	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について、省エネ型浄化槽の設置も対象となるか。 また、対象となる場合、下水道が使えない場合を想定して、下水道区域の施設への新設浄化槽の設置も対象となるか。	対象となる。再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備と併せて省エネ型浄化槽を設置する場合、補助の対象となる。下水道区域であっても対象となる。地域レジリエンス事業においては、レジリエンス・防災目的の事業であり、区域の制限はない。
19	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	公共浄化槽の設置事業を行っていない市町村で、公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業のみを実施する場合、浄化槽処理促進区域内での整備であれば転換率100%となり補助率1/2となるか。	詳細が分からぬところであるが、転換率100%というのが当該集中転換事業のみを行うことであれば、その他の環境配慮事業の要件も満たす場合は、補助率1/2となる。
20	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	浄化槽の処分制限について、浄化槽設置整備事業は財産処分の承認は不要とあるが、循環型社会形成推進交付金(浄化槽設置整備事業)にて転換設置された合併浄化槽は15年の縛りはなく、個々都合でいつ処分しても構わないということか。それとも承認は不要であるが、15年は処分不可といふことか。	財産処分の制限がかかるのは公共浄化槽事業のみであり、浄化槽設置整備事業は財産処分の制限はかかっていないため、承認等の手続は不要であるが、補助金により設置された浄化槽が補助目的通りに使用されるよう対応いただきたい。
21	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	要件となっている「協議会等の設立」について、本県では「広島県浄化槽適正維持管理促進協議会」として市町・指定検査機関・業界団体・県との法定協議会を毎年度開催しているが、本事業のための新たな協議会の設立が必要となってくるのか。 また、協議会等の「等」はどのようなものを想定されているのでしょうか。	必ずしも新たな協議会を作ることが必要というわけではなく、既存の協議会で取り組んでいただくことでよい。協議会等の「等」は、例えば、維持管理組合など、協議会以外の組織体や会議体などを想定している。
22	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	環境省版の台帳システムについて改修の予定はあるか。	現時点で特段、具体的にシステム改修の予定はないが、今後、改正などのアクションが出てくる中で、必要性が生じたときには検討していくことになるかと想定している。
23	議題5「浄化槽に係る災害対応について」	左下の画像は液状化によって浄化槽が浮いてしまっているという状況と認識。配管についてはメーカーに聞くと、本体へのダメージを避けるために、抜きやすくなっているということで、配管自身が抜けてしまうことはよくあることだと思うが、これは本当に施工不良によって起こっているのか、地震によるやむを得ない状態で起こっているのかというところを、現地では修理・入れ替え等が行われているが、補助金を使って行うということで検証を考えているか。一般的な浄化槽の指導の中で、工事不良の場合に、工事のやり直しを指導させていたい場面があるはずだが、その場合に掘り起こした浄化槽は使えるのかということについては、甚だ疑義が残る状況で、メーカーに聞くと掘り起こした浄化槽についてはメーカー保証できないと言われるので、あとは設置者と工事業者との話し合いになる。そのまま使われることもあるれば新品の浄化槽を入れるということもあることを現場で見ているときに、掘り起された箇所というのは使えるかどうかは今後の参考にはしたいので、是非ともご検討いただきたいたい。 また、現地の状況で浄化槽の復旧の受付業務に派遣された市町村の話を聞くと、現地では、建物が倒れてしまって、その下にある浄化槽は修理が必要なのがわからないというような状況でなかなか浄化槽の復旧に関する受付の業務は厳しいと聞いていたが、浄化槽の復旧の見通しあとえば災害廃棄物の関係で言うと令和8年3月までに完了するという石川県さんの考え方があるということだが、浄化槽に関することに対しての見通しが今わかっている情報がありましたら教えてほしい。	現時点で施工不良により多くの浄化槽が被災したという情報は上がっていないが、そのあたりは今後、復旧が進んでいく過程で検証していく必要があると考える。具体的には今後ということでご了承いただきたい。 関連して、施工不良という形でやり直しで掘り起こしになった浄化槽に対する取り扱いは、掘り起こした浄化槽メーカーが保証できないというのは仰るとおりだと我々も認識しており、実際は、メーカー又は施工業者等の判断に一義的には委ねられるかと思っている。そこで、メーカー保証が無い場合に使用できるのか、問題があるのかは現場の判断になる。状態にもよるが、やはり適切な使用や、耐久性の問題、保証の有無などを考慮した場合には、無条件に掘り起したもの再度使用するのは困難な部分があるかと理解している。 浄化槽復旧の見通しについては現時点ではいつ何年何月と具体的に言える状況ではなく、まだまだ復旧の道半ばである。市町が設置している浄化槽については、被災自治体と環境省で連携・協力して、住民のご意向を確認しながら、実際の状況を踏まえながら、復旧工事の発注を鋭意進めているが、個人設置型の浄化槽の復旧については、各個人のご事情やご意向により、いつどういった形で復旧を希望しているか、また復旧工事の対応がどれかというのは、一律に取りまとめて整理できる状況ではなく、見通しというのは現時点では申し上げられない状況である。

NO.	項目	質問	回答
24	議題5「浄化槽に係る災害対応について」	<p>現地でし尿処理施設はおそらく7施設がダメージを受けていて、中にはすぐ復旧できたところ、できなかったところがあり、一部穴水町の浄化センターや七尾市の中央水質管理センター、いわゆる下水道処理施設でし尿の受け入れをされたと認識。こちらについて情報の共有をお願いしたい。県内にし尿処理施設があるが、どこも古く、災害が起きた時にノーダメージで復旧できるかというと自信がない、そういう場合被災されてない方もし尿処理施設の活用を考えていかなければならぬが、余力がはないときに下水処理施設の活用を考える必要があると思っている。環境省で出されている災害廃棄物の処理対策指針の議事資料の24-18に、し尿、生活排水処理の参考資料があるが、この改定や、参考資料の出される見通しがあるかどうか。いわゆるくみ取りというか、生し尿については下水道施設に入れられるものについては概算で言うと20~30倍に希釈する必要がある等、前処理施設での処理、いわゆるし渣を除かなければならぬところで、色々問題・課題があり、施設によってできないことが考えられる。し尿の広域処理を考えていく上で、ぜひとも参考になる資料かと思い、とりまとめや情報共有をお願いしたい。</p> <p>また、今回能登半島地震でトイレトレーラーが活躍していて、今後自治体や民間でこういったトイレカーオーを持たれることができると想定されるが、運用がバラバラになると非常に困ると思う。仮設トイレのように固定して使っていればいいが、たとえば一般廃棄物の収集の環境省が行ったらトイレカーオーがもういかなかった、し尿を積まずに走って行ってしまった場合、一般廃棄物の許可業者が困ってしまうことが想定され、トイレカーやトイレトレーラーの運用について通知というか方向性を出す予定があるのか教えていただきたい。</p>	<p>特に発災直後の早い段階では、し尿処理施設がまだ復旧していない中で、下水投入も行われており、国交省と環境省で連携し、石川県とも協力しながら、対応をしていました。この関係については、今後災害対応が落ち着いたところで横展開したいと考えている。今後、具体的には、環境省災害廃棄物対策室が担当になるが、今年又は来年に、対策指針の検討・改定をしていく中で盛り込めればと思ってい</p> <p>る。</p> <p>トイレトレーラーの運用の通知については環境省としては考えていないうが、今回、トイレトレーラーが被災地でかなり活躍したということで、今後も有効に活用できるように環境省としても適切なし尿処理の観点からトイレトレーラーの関係者と連携・協力していきたいと考えております。実際、トイレトレーラーの関係者の皆様とそうした話を始めいるところである。引き続き、適切なし尿処理という観点でしっかり対応、連携していきたいと考えています。今後の震災に備えてうまく整理できるものがあればしっかりとまとめられると良いと考えているが、現状ではそういう協力を始めているところだということでご理解いただきたい。</p>
25	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	QGISの改修の見込みは今のところないということだが、法改正等があつて改修する機会があれば、例えば今使っている都道府県等々に現状の課題等聞いていただける機会がありましたらあります。	ご意見承りましたので、今後考えていきたい。
26	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	浄化槽設備士の定期研修の実施主体は県なのか。県の場合、建築部局への情報提供を事前にしておきたい。	法改正、立法作業はこれからだが、想定される形としては、実施主体は県になると想定している。現状の想定として、建築部局様や関係のセクションに情報提供していただくというのは非常に結構なことであり、よろしくお願いしたい。
27 追加	議題1「浄化槽法施行状況点検検討会等について」 議題4「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について」	特定既存単独浄化槽に対する措置に関する指針等の改定時には、「特定既存単独浄化槽」に指定する際の、判断のフローチャートも改めて提供いただきたい。(判定基準等の統一化により、浄化槽管理者やメーカー、修繕業者への説明が易化するため。)	浄化槽法施行状況点検検討会において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化や判定フローの作成、維持管理報告の様式の統一化等が議論されたところであります。ご要望を踏まえた対応について環境省としても検討いたします。
28 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	改正法の施行時期や経過措置の有無、具体的な法案について教示いただきたい。	議員立法による法改正であることから環境省としてはお答えいたしかねますが、改正法が成立した場合の施行を円滑に行う観点から、令和8年度当初からの施行の可能性を念頭に準備を進めるべきと考えます。法改正関連で新たな情報があった際には適宜情報提供を行う予定です。
29 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	保守点検・清掃業者から行政への電子報告義務化が検討されているとのことだが、環境省として統一的なシステムを構築することは検討しているか。	議員立法による法改正によって電子報告がどのように制度化されるかは今後の検討によるものと承知しており、現時点では具体的に回答いたしかねます。
30 追加	議題1「浄化槽法施行状況点検検討会等について」 議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	改正法において電子報告の義務化が検討されるところ、浄化槽法施行状況点検検討会において検討されている統一化された浄化槽コードとは別に、各自治体等が独自に付与している浄化槽の管理コードを、保守点検・清掃状況の電子報告内容に含めていただくことは可能か。(紐付けの誤りも想定されるため、各自治体等の独自のコード情報を記載されていることが望ましい。)	電子報告については、浄化槽法施行状況点検検討会での検討を踏まえ、統一化された報告様式を定めることを考えております。電子報告の制度化により具体的にいかなる内容が電子報告の対象となるか等の詳細については今後の検討によるものではありますが、ご質問のような各自治体が独自に付与している浄化槽の管理コードについても保守点検・清掃状況の電子報告内容に含むことは考えられるかと思います。

NO.	項目	質問	回答
31 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	保守点検・清掃業者には、高齢の自営業者等で、契約している浄化槽の情報を電子ではなく紙で管理しているところも相当数あると思われる。 過日電話にて経過措置について尋ねた際、議連又は貴省において経過措置は特段検討されていないとの回答であったが、紙管理している事業者に対して、どのような施策により、法改正までの間に電子報告義務に対応できる仕組みを整えてもらう考えか。	経過措置に関する従前の回答については、議連内の検討状況に係る詳細については承知しておらず、環境省としては議員立法に対する経過措置についてお答えできる立場ではないことからの回答であること申し添えます。 現状において、保守点検・清掃の実施状況を紙のみで管理し、電子報告に対応できない事業者というのは全体から見ると少数ではないかと想定しておりますが、そうした事業者における電子報告の対応を促すため、事業者における電子化対応の事例や事業者が活用可能なシステム・ツール等を取りまとめた事例集等を周知・提供することや、事業者の電子化対応に対する財政支援制度等の情報提供を積極的に行うことを考えております。なお、今後の参考のため、貴県においてどの程度電子報告への対応が困難な業者がいるのか(事業者数や全体に対する割合等)、情報をお持ちでしたらご提供ください。
32 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	環境省の浄化槽台帳システムは、来年度予定されている法改正に伴いシステム改修の予定はあるか。また、その後も法改正には順次対応し、システムを改修していくのか。	ご質問のシステム改修については、今後の法改正に係る議論の動向を踏まえ検討してまいります。なお、参考までに、環境省版浄化槽台帳システムはオープンソースウェアにより構成され、導入自治体において個別にカスタマイズやアップデートを行っていくことも可能です。
33 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	法改正で検討される保守点検・清掃業者からの電子報告義務化について、環境省版浄化槽台帳システムは、現時点でどの様に対応する予定か。(保守点検・清掃業者がシステムを共有することは想定しているか。)	環境省版浄化槽台帳システムは、『浄化槽台帳システム運用マニュアル』p.8-10にあるとおり、既存のCSVファイルからデータの取り込み(一括入力)を行う機能を備えておりますので、現状でも、保守点検・清掃業者からCSVファイルで報告を受けることで維持管理情報を浄化槽台帳へ登載することは可能となっております。(保守点検・清掃業者がシステムを共有するといったことは現時点では想定しておりません。)
34 追加	議題2「浄化槽法改正に関する議連決議について」	保守点検・清掃の実施状況を業者に報告義務付けすることについて、報告義務を怠った場合、業者への罰則等は検討しているのか。 また、複数の都道府県・市町村にまたがって営業している業者が多いため、報告様式は全国で統一形式とし、事業者の負担軽減を図っていただきたい。 加えて、百件単位で紙ベースでの報告がくるとなると、行政側の事務負担が膨大になってしまうため、制度設計の時点で確實にデジタル化を定めてほしい。	今般の法改正が議員立法であるところ、具体的な改正案について現段階で当室からお答えできる内容はございませんが、地方公共団体からの現場のご意見として参考とさせていただき、議員連盟での検討・議論において明確化されがあれば隨時、各都道府県へ共有してまいります。
35 追加	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	早くて令和7年度より、循環型社会形成推進交付金の交付要件として、電子化された台帳への記録を交付要件に追加することを検討しているとのことだが、交付対象の浄化槽(交付要綱等の改正後に交付を行うもの)について、市町村が台帳を作成することになるのか。	交付要件となる台帳とは浄化槽法第49条第1項により都道府県等が作成する浄化槽台帳を指します。
36 追加	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	同じく交付金の交付要件として、台帳情報に基づく浄化槽管理者に対する維持管理の指導監督を追加することを検討しているとのことだが、この指導監督は市町村が実施するのか。この場合、法令上の指導監督権限とは別に、交付要綱等で交付要件として定められるのか。	交付対象事業に係る指導監督にあたっては、浄化槽台帳の情報を基に、浄化槽法第12条第1項等を活用し、都道府県・市町村が連携の上、当該浄化槽管理者へ指導監督を行うことが想定されます。また、交付要綱等に定める交付要件の詳細については現在検討中です。
37 追加	議題6「浄化槽関係の予算制度の積極的な活用について」	同じく交付要件として検討される台帳への記録が必要な情報は、交付金事業に必要な項目(設置者、所在地、型式、人槽等)の基本情報、事業要件に定められた法定検査・保守点検・清掃の契約情報(使用開始情報)が必須項目であり、法令に規定される台帳項目の全てを満たす必要はないと考えてよいのか。	交付要件を満たす上で浄化槽台帳に記録が必要な事項は、台帳情報に基づき浄化槽管理者への維持管理の指導監督を行うために必要となる項目を想定しておりますが、具体的な項目については現在、検討中です。
38 追加	その他 (個人情報保護法関係)	浄化槽の整備及び台帳情報を活用した保守点検・清掃・法定検査の実施促進を図るため、法定協議会の活用を検討している。 この時、構成員(都道府県、市町村、指定検査機関、浄化槽協会等の浄化槽関係団体を想定。)が、協議会の目的である浄化槽による汚水の適正な処理の促進を達成するために必要な範囲において、協議会として包括的に、構成員相互で個人情報を提供することに個人情報保護法上の問題はないか。	浄化槽法第54条に規定する協議会は、法人格を持たず、固有の財産又は職員を有しないため、協議会の業務に関して取り扱われる個人情報は、行政機関等や個人情報取扱事業者それぞれの保有個人情報として、個人情報保護法の規定に基づき、取り扱われることになります。 (『個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編)』Q3-2-3及びQ3-2-3(p.10))

NO.	項目	質問	回答
39 追加	その他 (個人情報保護法関係)	都道府県(市町村)から、指定検査機関や浄化槽関係団体等へ個人情報を提供することは個人情報保護法上、可能か。	<p>行政機関等は、保有個人情報を利用目的(個人情報保護法の規定により特定されたもの。同法の規定の範囲内で利用目的を変更する場合を含む。)のために利用・提供することが可能です。 (『個人情報の保護に関する法律についてのQ &amp; A (行政機関等編)』Q3-2-3及びQ3-3-2(p.11))</p> <p>行政機関等における利用目的の特定にあたっては、同法第82条第1項による保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから、内部において適切に整理・管理する必要があり、文書化しておくといった対応などが考えられます。(『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)』p.66-68)</p> <p>また、個人情報保護法第62条により「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」と定められていることから、申請書等の様式に記載しておく、窓口における掲示や口頭での伝達、ホームページに掲載しておくといった方法により利用目的が明示されている必要があります。(同ガイドp.69)</p> <p>各行政機関等において、保有する個人情報を他の地方公共団体、指定検査機関、関係団体へ情報提供することについて、明示された利用目的として特定されているか確認いただき、そうでない場合は、同法第61条第3項により、個人情報の利用目的の変更が必要となります。 (変更を行う場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない点に留意願います。)</p> <p>加えて、利用目的を変更した場合には、個人情報保護法第75条第1項により行政機関等に作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿の記載事項を直ちに修正する必要があります(個人情報保護法施行令第21条第3項)。(個人情報ファイル簿の公表等の詳細については個人情報保護法施行令第21条第5項及び『個人情報の保護に関する法律についてのQ &amp; A (行政機関等編)』p.18をご参照ください。)</p>
40 追加	その他 (個人情報保護法関係)	指定検査機関や関係団体が、都道府県や市町村に対して保有個人情報を提供することに、個人情報保護法上の問題はないか。	<p>指定検査機関や浄化槽協会等は個人情報取扱事業者に該当し得るところ、個人情報保護法第27条第1項第1号により、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合はあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することが可能とされており、浄化槽法第49条第2項や同法第53条第1項により都道府県等から情報の提供を求められた場合には個人情報を提供することが可能です。</p> <p>なお、個人情報保護法第29条第1項により個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは記録を作成しなければならず、同法第30条第1項により第三者から個人データの提供を受けるに際しては規定される事項の確認を行わなければなりませんが、いずれも当該個人データの提供が同第27条第1項各号に定める第三者への提供が可能な場合に該当する場合はこの限りでない、とされています。 (『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)』p.3)</p>